多賀城市水道・下水道　便利帳

こんな時にご利用ください。

水道・下水道の手続きがわからない

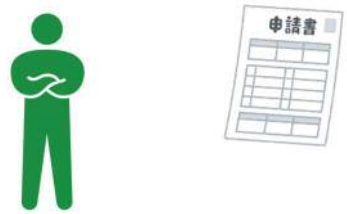

水道・下水道の料金の仕組みは？

自宅の水道管から漏水している

排水管が詰まって流れない

目次

水道・下水道の各種手続き方法　　Ｐ１

(1) 水道の使用を開始・中止する・・・Ｐ１

(2) 水道の使用者・所有者名義を変更する・・・Ｐ１

水道料金・下水道使用料のご案内　　Ｐ２～５

(1) 水道メーターの検針・・・Ｐ２

(2) 水道料金・下水道使用料の仕組み・・・Ｐ３

(3) 水道料金・下水道使用料早見表・・・Ｐ４

(4) 水道料金・下水道使用料のお支払方法・・・Ｐ５

水道管から漏水したときは　　Ｐ６

(1) 水道メーターで漏水を発見する方法・・・Ｐ６

(2) 漏水が発生してしまったら・・・Ｐ６

(3) こんなにかわる水道料金・・・Ｐ６

水道管の凍結を防ぐには　　Ｐ７～８

(1) こんなときに水道管は凍結します・・・Ｐ７

(2) 一般的な水抜栓の使い方・・・Ｐ７

(3) もしも水道管が凍結してしまったら・・・・Ｐ７

(4) 給水指定工事事業者一覧表・・・Ｐ８

排水管が詰まったときは　　Ｐ９～１０

(1) 排水管が詰まってしまったら・・・Ｐ９

(2) 排水管が詰まる原因・・・Ｐ９

(3) 排水管が詰まらないようにするために・・・Ｐ９

(4) 排水設備等指定工事店一覧表・・・Ｐ１０

水道・下水道の各種手続き方法

水道の使用を開始・中止する

水道の使用を開始・中止するときは、次のいずれかの方法でお申込みをしてください。

(1) 電話、水道お客さまセンター窓口でのお申込み

氏名・電話番号・使用を開始、中止する場所・使用開始日などを確認させていただきます。

申込先：多賀城市水道お客さまセンター　TEL022-368-3111

受付時間：土曜日・日曜日・祝日を除く８時30分から17時15分まで

(2) 市公式ＬＩＮＥでのお申込み

市公式ＬＩＮＥから水道のお手続きができます。

利用方法等は下記リンクからご確認ください。

【リンク先：市ホームページ（いろいろな水道の手続き）】

https://www.city.tagajo.miyagi.jp/ryokin/kurashi/suido/suido/tetsuzuki.html

○　公共下水道を接続されている場合は、水道の使用開始・中止届をもって下水道の使用開始・中止の手続きとなります。

水道の使用者・所有者名義を変更する

(1) 水道の使用者の名義を変更するとき

多賀城市給水区域内で世帯主の変更や会社名の変更などにより、水道の使用者変更する方は、下記の方法でお申込みください。

申込方法：電話、多賀城市水道お客さまセンター窓口、市公式ＬＩＮＥ

申込先：多賀城市水道お客さまセンター　多賀城市中央２丁目２５番７号

TEL 022-368-3111

(2) 給水装置の所有者の名義を変更するとき

多賀城市給水区域で所有者の相続や売買などの所有権移転により、給水装置の所有者変更をする方は、「給水装置所有者変更届」の提出が必要になります。

申込方法：郵送、多賀城市水道お客さまセンター窓口

申 込 先：多賀城市水道お客さまセンター　多賀城市中央２丁目２５番７号

TEL022-368-3111

注）多賀城市内の一部では、塩竈市の水道事業である「塩竈市給水区域」がございます。

塩竈市給水区域に関するお問い合わせは、塩竈市水道お客さまセンター(TEL022-364-1411)へお問い合わせください。

塩竈市給水区域一覧（令和５年４月１日時点）

町名	街区番号
丸山一丁目	12番～14番の一部
下馬一～三丁目	全域
下馬四丁目	1番～17番 18番～19番の一部
下馬五丁目	2番～4番 5番の一部

町名	街区番号
笠神一～二丁目	全域
笠神三丁目	1番～10番 12番の一部
笠神四丁目	全域
笠神五丁目	1番～6番 7番～10番の一部 7番～10番の一部 13番の一部

水道料金・下水道使用料のご案内

水道メーターの検針

水道料金等を算出するために、毎月５日～１０日までの間に水道メーターの検針を行っています。

検針の際には、検針員がお客様の敷地内に入らせていただくことがありますのでご了承ください。

○「水道使用量等お知らせ票」の見方

メーター検針時に「水道使用量等のお知らせ」をお渡ししています。

使用水量や請求予定金額などをお知らせしております。（このお知らせ票で料金の支払いはできません。）

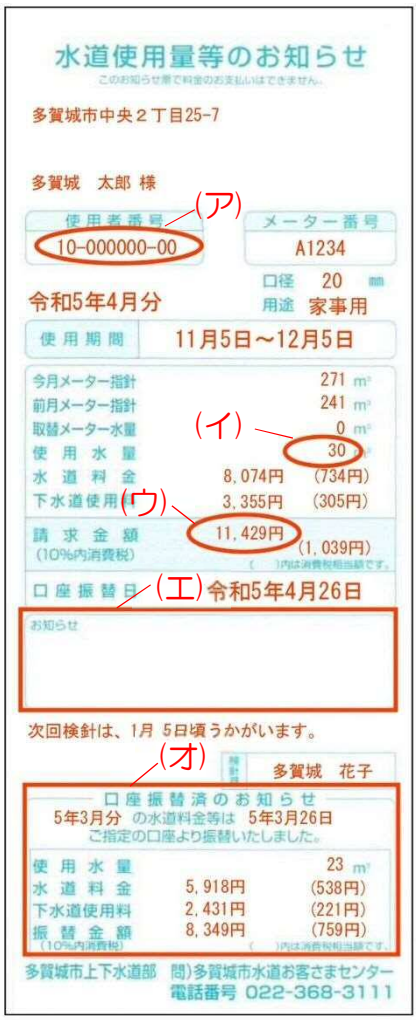
水道使用量等のお知らせ
このお知らせ票で料金のお支払いはできません。
多賀城市中央２丁目25-7
多賀城　太郎 様
使用者番号 10-000000-00 (ア)
メーター番号 A1234
口径 20 mm
令和5年4月分
用途 家事用
使用期間 11月5日～12月5日
今月メーター指針 271 m³
前月メーター指針 241 m³
取替メーター水量 0 m³
使用水量 30 (イ)
水道料金 8,074円 (734円)
下水道使用料 3,355円 (305円)
請求金額 (10%内消費税) 11,429円 (ウ) (1,039円)
口座振替日 (エ) 令和5年4月26日
お知らせ
次回検針は、1月 5日頃うかがいます。
(オ)
検針員 多賀城　花子
口座振替済のお知らせ
5年3月分 の水道料金等は 5年3月26日
ご指定の口座より振替いたしました。
使用水量 23 m³
水道料金 5,918円 (538円)
下水道使用料 2,431円 (221円)
振替金額 (10%内消費税) 8,349円 (759円)
多賀城市上下水道部　問）多賀城市水道お客さまセンター
電話番号 022-368-3111

(ア)使用者番号

お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。

(イ)使用水量

使用期間内にご使用いただいた水量です。

(ウ)請求予定金額

ご請求予定の水道料金と下水道使用料の合計金額です。

(エ)上下水道部からのお知らせ

上下水道部からのお知らせ事項の記載欄です。

漏水の疑いやお客様へのお知らせがある場合にメッセージを記載します。

(オ)口座振替済のお知らせ

口座振替で料金を検針した前の月に納入していただいた分のお知らせです。

預金残高不足などで、口座振替できない場合や納入通知書での支払いの方は表示されません。

水道メーターの検針にご協力ください

水道メーターの検針は、お客様の使用水量を計量するだけでなく、漏水を発見することもできます。水道メーター周辺は、いつも検針しやすい状態にしていただきますよう、次のことにご協力をお願いします。

(1) 水道メーターボックスの上には、物や車などを置かないようにしてください。

(2) 犬などを放し飼いにせず、出入り口や水道メーターボックスから離れた場所につないでください。

(3) 家の改築などで、水道メーターボックスを車庫・物置・屋内・床下の中などに設置しないようにしてください。（お客様の費用で移設することとなります。）

(4) メーターボックスの中に水や泥が入らないようにしてください。

水道料金・下水道使用料の仕組み

水道料金・下水道使用料は毎月ご請求しております。

水道料金は、水道管の口径の大きさに応じた基本料金と使用した水量に応じた従量料金を合わせた金額に消費税を加えた金額が水道料金となります。

下水道使用料は、基本使用料と水道の使用水量に応じた超過使用料を合わせた金額に、消費税を加えた金額となります。

水道料金

水道料金 ＝ **基本料金**（使用水量に関わらず、毎月お支払いいただく料金です。） ＋ **従量料金**（１か月の使用水量に応じてお支払いいただく料金です。一般用では、１㎥あたりの単価が使用料に応じて５段階に分かれています。） +消費税

口径	料金（１か月につき）
１３mm	９２０円
２０mm	１，８４０円
２５mm	２，８００円
３０mm	４，８３０円
４０mm	７，９５０円
５０mm	１４，６００円
７５mm	３６，４６０円
１００mm	７２，３３０円

用途	段階	使用水量	1㎥あたりの料金
一般用	第１段	1～１０㎥	70円
	第２段	11～20㎥	180円
	第３段	21～50㎥	270円
	第４段	51㎥～100㎥	360円
	第５段	101㎥～	420円

用途		1㎥あたりの料金
特殊用	湯屋用	100円
	プール用	470円
	臨時用	500円

下水道使用料

下水道使用料 ＝ **基本使用料**（排水量に関わらず、毎月お支払いいただく使用料です。） ＋ **超過使用料**（１か月の排水量に応じてお支払いいただく使用料です。） +消費税

排水量	使用料（１か月につき）
10㎥まで	850円

排水量	1㎥あたりの使用料
11～20㎥	100円
20～40㎥	120円
40～100㎥	160円
100～500㎥	190円
500～1,000㎥	210円
1,000㎥～	250円

料金計算方法例

例：水道管の口径が 20mm で、１か月の使用水量２０㎥の場合

料金の区分			金額
水道料金	基本料金		1,840円
	従量料金	1～10㎥（１０㎥×70円）	700円
		11～20㎥（１０㎥×180円）	1,800円
	小計（基本料金＋従量料金）		4,340円
	消費税		434円
	① 水道料金請求額		4,774円

使用料の区分			金額
下水道使用料	基本使用料(10㎥まで)		850円
	超過使用料	11～20㎥（10㎥×100円）	1,000円
	小計（基本使用料＋超過使用料）		1,850円
	消費税		185円
	② 下水道使用料請求額		2,035円

① 水道料金請求額 ４，７７４円 ＋ ② 下水道使用料請求額 ２，０３５円 ＝ 請求金額 ６，８０９円

水道料金・下水道使用料早見表

令和２年１０月１日 改定

使用水量	口径　13mm		
	水道料金	下水道使用料	合計金額
㎥	円	円	円
0	1,012	935	1,947
1	1,089	935	2,024
2	1,166	935	2,101
3	1,243	935	2,178
4	1,320	935	2,255
5	1,397	935	2,332
6	1,474	935	2,409
7	1,551	935	2,486
8	1,628	935	2,563
9	1,705	935	2,640
10	1,782	935	2,717
11	1,980	1,045	3,025
12	2,178	1,155	3,333
13	2,376	1,265	3,641
14	2,574	1,375	3,949
15	2,772	1,485	4,257
16	2,970	1,595	4,565
17	3,168	1,705	4,873
18	3,366	1,815	5,181
19	3,564	1,925	5,489
20	3,762	2,035	5,797
21	4,059	2,167	6,226
22	4,356	2,299	6,655
23	4,653	2,431	7,084
24	4,950	2,563	7,513
25	5,247	2,695	7,942
26	5,544	2,827	8,371
27	5,841	2,959	8,800
28	6,138	3,091	9,229
29	6,435	3,223	9,658
30	6,732	3,355	10,087
31	7,029	3,487	10,516
32	7,326	3,619	10,945
33	7,623	3,751	11,374
34	7,920	3,883	11,803
35	8,217	4,015	12,232
36	8,514	4,147	12,661
37	8,811	4,279	13,090
38	9,108	4,411	13,519
39	9,405	4,543	13,948
40	9,702	4,675	14,377
41	9,999	4,851	14,850
42	10,296	5,027	15,323
43	10,593	5,203	15,796
44	10,890	5,379	16,269
45	11,187	5,555	16,742
46	11,484	5,731	17,215
47	11,781	5,907	17,688
48	12,078	6,083	18,161
49	12,375	6,259	18,634
50	12,672	6,435	19,107

使用水量	口径　20mm		
	水道料金	下水道使用料	合計金額
㎥	円	円	円
0	2,024	935	2,959
1	2,101	935	3,036
2	2,178	935	3,113
3	2,255	935	3,190
4	2,332	935	3,267
5	2,409	935	3,344
6	2,486	935	3,421
7	2,563	935	3,498
8	2,640	935	3,575
9	2,717	935	3,652
10	2,794	935	3,729
11	2,992	1,045	4,037
12	3,190	1,155	4,345
13	3,388	1,265	4,653
14	3,586	1,375	4,961
15	3,784	1,485	5,269
16	3,982	1,595	5,577
17	4,180	1,705	5,885
18	4,378	1,815	6,193
19	4,576	1,925	6,501
20	4,774	2,035	6,809
21	5,071	2,167	7,238
22	5,368	2,299	7,667
23	5,665	2,431	8,096
24	5,962	2,563	8,525
25	6,259	2,695	8,954
26	6,556	2,827	9,383
27	6,853	2,959	9,812
28	7,150	3,091	10,241
29	7,447	3,223	10,670
30	7,744	3,355	11,099
31	8,041	3,487	11,528
32	8,338	3,619	11,957
33	8,635	3,751	12,386
34	8,932	3,883	12,815
35	9,229	4,015	13,244
36	9,526	4,147	13,673
37	9,823	4,279	14,102
38	10,120	4,411	14,531
39	10,417	4,543	14,960
40	10,714	4,675	15,389
41	11,011	4,851	15,862
42	11,308	5,027	16,335
43	11,605	5,203	16,808
44	11,902	5,379	17,281
45	12,199	5,555	17,754
46	12,496	5,731	18,227
47	12,793	5,907	18,700
48	13,090	6,083	19,173
49	13,387	6,259	19,646
50	13,684	6,435	20,119

※上記金額は全て消費税（10%）を含んでおります。

水道料金・下水道使用料のお支払方法

水道料金・下水道使用料は、「口座振替」と「納入通知書」のどちらかでお支払いできます。

１ 口座振替

毎月２６日にお客様がご指定の口座から口座振替でお支払いできます。

(1) 申込方法

水道お客さまセンター（ＴＥＬ０２２－３６８－３１１１）へお問い合わせください。口座振替納入依頼書と返信用封筒を郵送いたします。口座振替納入依頼書に必要事項を記入し、押印の上で同封している返信用封筒で郵送してください。

※ ゆうちょ銀行については、専用の用紙でお申込みが必要なため、直接ゆうちょ銀行窓口または郵便局で手続き願います。

(2) 手続きに必要なもの

① 口座振替納入依頼書

② 金融機関への届出印鑑

(3) 取扱金融機関

七十七銀行・杜の都信用金庫・仙台農業協同組合・仙台銀行・北日本銀行・東北労働金庫
荘内銀行・ゆうちょ銀行

(4) 口座振替日

毎月２６日（振替日が土日祝日の場合は、翌金融機関営業日）
預金残高不足などにより振替できなかったときは、翌月の 10 日に振替

(5) 振替結果

毎月 26 日の振替結果については、翌月の水道メーター検針時にお渡しする「水道使用量等のお知らせ」（２ページ）に記載しています。

２ 納入通知書

毎月 20 日頃までに納入通知書を郵送いたしますので、納入期限内に取扱コンビニエンスストア、取扱金融機関窓口、スマートフォン決済によるお支払、多賀城市役所市公金収納窓口または上下水道部水道お客さまセンター窓口で納入願います。

取扱コンビニエンスストア、スマートフォン決済でのお支払いは、バーコードが印刷されている納入通知書で、納入期限内かつ納入金額が１件 30 万円以下のものが対象となります（「LINE Pay」は 49,999 円以下のものが対象）。営業時間内であれば土日・祝日に関わらず納入できます。

(1) 取扱コンビニエンスストア

セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ・デイリーヤマザキ・ニューヤマザキデイリーストア・ヤマザキデイリーストア・ヤマザキスペシャルパートナーショップ・MMK設置店・セイコーマート・ハマナスクラブ・ポプラ・生活彩家・くらしハウス・スリーエイト

(2) 取扱金融機関

七十七銀行・杜の都信用金庫・仙台農業協同組合・仙台銀行・北日本銀行・東北労働金庫・荘内銀行
東北６県内のゆうちょ銀行または郵便局

(3) スマートフォン決済

PayB　PayPay　LINE Pay 請求書支払い　au PAY　FamiPay

【ご利用方法】

スマートフォン決済の詳しいご利用方法などについては、左記ＱＲコードからご覧ください。

【リンク先（多賀城市ホームページ「水道料金・下水道使用料が「スマートフォン決済」で支払えるようになりました）】

水道管から漏水したときは

水道メーターで漏水を発見する方法

蛇口を全部閉めて、水道メーターのパイロットを確認してみてください。

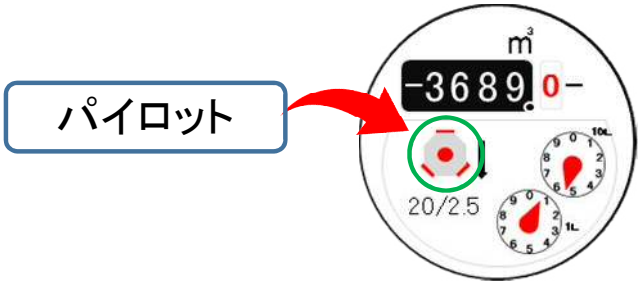

水道を使っていない状態でパイロットが

回転していない	回転している
漏水の疑いはありませんが定期的に点検をお願いします。	水道メーターから蛇口までの間で漏水している疑いがあります。

他にもこんな症状があったら、漏水かもしれません。

漏水箇所	漏水の症状（一例）
蛇口	・蛇口から「ポタポタ」または「糸状」に水が出ている。
トイレ（水洗）	・使用していないのに水が流れている、水面がわずかに動いている。
地面	・水道管が埋設されている付近の地面が濡れている。
壁面	・水道管が埋設されている付近の壁面が濡れている。
給湯器	・お湯を使っていないのに給湯器が燃焼し続けている。 ・給湯器を設置している地面が濡れている。 ・内部から水が漏れる音がする。
受水槽	・使用していないのに、ポンプのモーターが頻繁に作動する。 ・オーバーフロー管から水が出ている。

漏水が発生したら

漏水が発生した時は、多賀城市指定給水装置工事事業者（８ページ）へ点検や修理の依頼をしてください。

検針時にご不在の場合は、「漏水の疑いがあります」のお手紙を投函します。このお手紙が投函されていた場合、お客さまご自身でメーターの確認をお願いします。

こんなにかわる水道料金

漏水を放置しておくと、水道料金等にも大きく影響します。

＜例＞ 通常の使用水量が２０㎥、水道料金・下水道使用料が6，８０９円の場合（口径20mm）

使用水量	料金	20㎥との差額
20㎥	6，809円	
50㎥	20，119円	＋13，310円
100㎥	48，719円	＋41，910円
200㎥	115，819円	＋109，010円

水道管の凍結を防ぐには

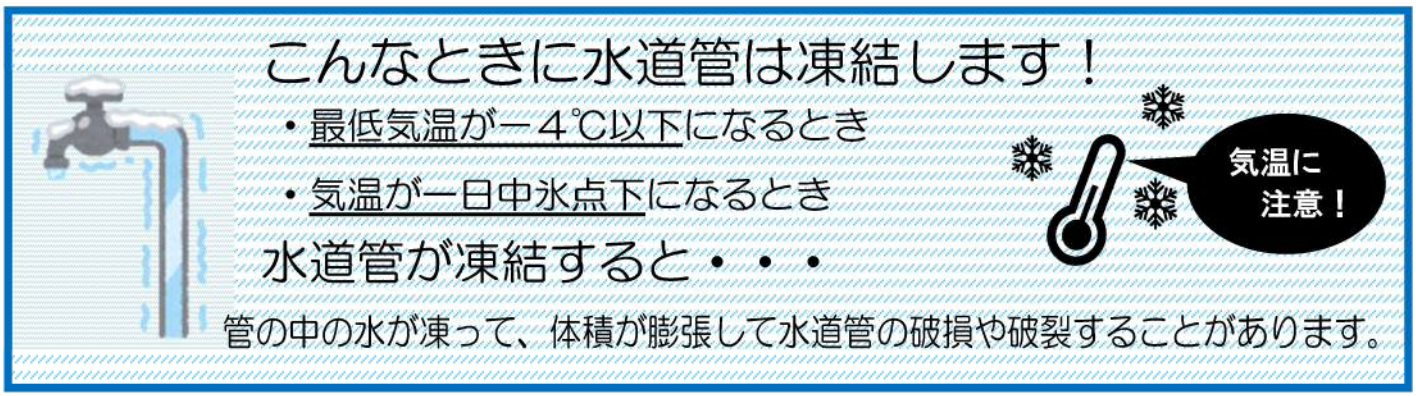

凍結しそうなときは、
「水抜栓」の操作をお願いします！

「水抜栓」とは、凍結しないように水道管の水を抜くための装置です。
凍結が予想されるときは、あらかじめ水抜栓を操作して、水道管の凍結を予防しましょう。

＜一般的な水抜栓の使い方＞

■手動式の場合

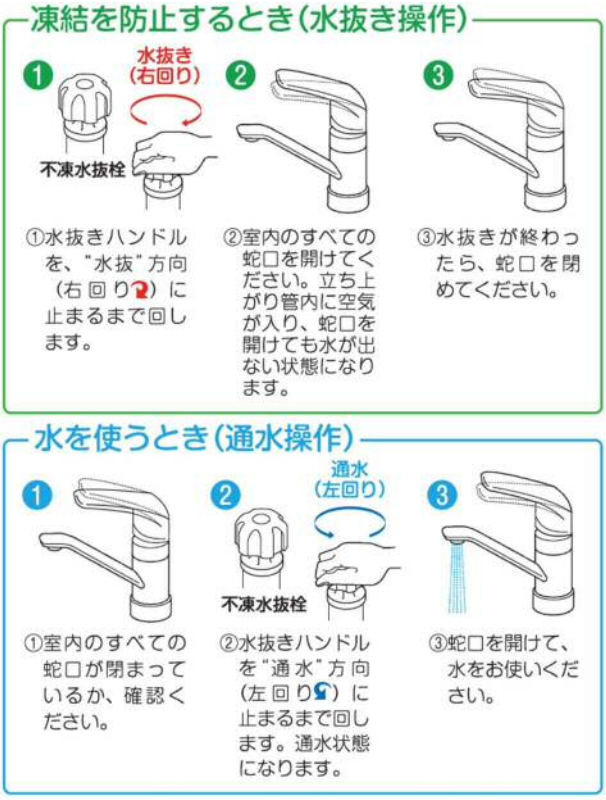

■電動式の場合

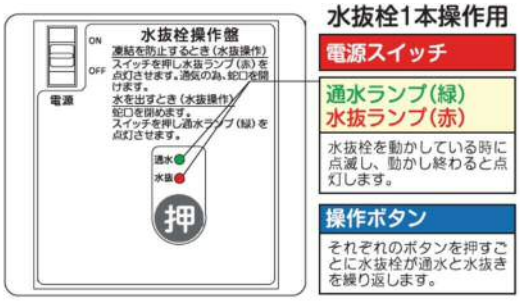

※文字、デザイン、色などは、製品によって異なる場合があります。

・水抜きをする時期 冬期間（12月～翌年３月頃）

～凍結の心配がある時には以下の手順で操作してください。～

①電源スイッチをＯＮにしてください。

②通水ランプ（緑）が点灯しているときは、水を出しながら操作ボタンを押して、水抜きランプ（赤）の点灯を確認してください。（空気の導入の為、蛇口は空けたままにしておきます。水は止まります。）

③水を出したい時は、全ての蛇口を閉めた後操作スイッチを押して、通水ランプ（緑）の点灯を確認してください。

・水抜きをしない時期 春・夏・秋期間（４月～11月頃）

水道の凍結の心配はありませんので、通水ランプ（緑）の点灯を確認の上、電源スイッチをＯＦＦにしてください。（電源をＯＦＦにしても水が止まる心配はありません。）

※水抜栓が設置されている場所はご家庭によって異なりますので、凍結が予想される前に場所を必ず確認してください。

■もしも水道管が凍結してしまったら？

蛇口を開けた状態にしてタオル等でおおい、その上からゆっくりぬるま湯を繰り返しかけて解氷してください。熱湯をかけると破損する危険がありますので、絶対にかけないでください。

■解氷できない、または水道管が破損、漏水してしまったら？

解氷できない場合、また水道管が破損、漏水した場合は多賀城市指定給水工事事業者（８～１０ページ）に修繕を依頼してください。修繕にかかる費用はお客様の負担となります。

多賀城市指定給水装置工事事業者

給水装置は、衛生上重要な設備であるため、法律などで基準が定められています。給水装置工事を行う場合は、多賀城市上下水道部が指定した指定給水装置工事事業者へご依頼ください。

工事等を依頼する際の注意事項

水道工事の契約は、指定給水装置工事事業者とお客様自身との間で行っていただくものです。工事後のトラブルなどを避けるため、次の事項に十分ご留意ください。

- 希望する内容の工事等を行うことができるか確認し、なるべく複数社から見積書をとり、内容を検討してください(見積もり有料となる場合もありますので、事前にご確認ください。)。
- 工事が始まる前に「工事の内容・費用・アフターサービス」などについて、十分な説明を受けてください。

〇多賀城市指定給水装置工事事業者一覧表(令和５年４月１日現在)

多賀城市内の多賀城市指定給水装置工事事業者

事業所名	事業所の所在地	電話番号
有限会社加藤鉄工所	多賀城市町前2丁目４－２５	022-364-4551
高橋工業株式会社	多賀城市桜木２丁目２－１０	022-365-6171
有限会社前畑工業	多賀城市新田字中９４－３	022-368-9712
株式会社ウォータープランニング	多賀城市下馬２丁目１－１５	022-363-8747
有限会社加新住設	多賀城市浮島字高原１１０－２	022-365-8623
佐藤襲男（吉野ウォータージョブ）	多賀城市桜木３丁目７－６０－１０２	022-365-6444
有限会社川前工業所	多賀城市高橋４丁目２１－１	022-309-9630
発向興業株式会社	多賀城市新田字中２２５番地の１	022-368-0531
株式会社笹原工業	多賀城市大代１丁目９－１８	022-366-8502
株式会社東北創造社	多賀城市町前２丁目４－２７－３０１	022-393-4864
住環ecoクリーン株式会社	多賀城市伝上山1丁目３－１４	022-290-7818
ヒラヤマ設備	多賀城市大代５丁目９番３２号	022-363-4844
株式会社ケーズテクノ	多賀城市伝上山３丁目６－１	022-357-0625
株式会社住器サービス佐藤東北支店	多賀城市大代５丁目10－34	022-781-7347
多賀城市管工事業協同組合	多賀城市鶴ケ谷一丁目１０番６号	022-349-8081
株式会社ＭＩＮＡＭＩ	多賀城市山王字山王二区５４番地の３	022-368-8881

多賀城市外の多賀城市指定給水装置工事事業者(令和５年４月１日現在)

多賀城市外の多賀城市指定給水装置工事事業者は、下記ＱＲコードから御確認ください。

【リンク先（市ホームページ【指定給水装置工事事業者】）】
https://www.city.tagajo.miyagi.jp/kyuhaisui/kurashi/suido/suido/shitejigyo.html

排水管が詰まったときは

排水管が詰まってしまったら

排水設備（個人の管理）の場合

宅地(敷地)内の排水設備は宅地の所有者の管理になりますので、詰まった場合はご自身で清掃するか、「多賀城市排水設備指定工事店（１０ページ）」にご依頼(有料)ください。

公共下水道（市の管理）の場合

市で対応しますので、上下水道部施設整備課下水道施設係(TEL022-368-1141(代表) 内線 785～787)へご連絡ください。

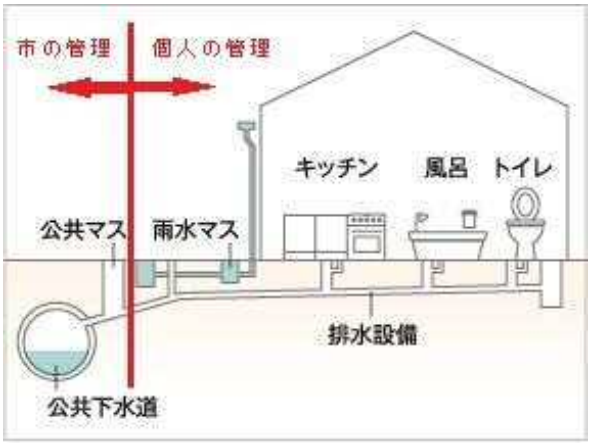

排水管が詰まる原因

1　詰まりの原因になるものを流す

詰まる原因の多くは、油類などの詰まりの原因になるものを排水管に流してしまうことです。

(1) 油類　天ぷら油などを直接下水に流し込むと、排水管内に硬く固まって、詰まる原因となります。

(2) 紙類　トイレットペーパー以外の紙を流すと、水に溶けずに排水管内で詰まる原因となります。

(3) 髪の毛　浴室等で髪の毛が排水管に流れると、管内で髪が絡まって詰まる原因となります。

管内で固まった油

2　植栽などの木の根

排水管が通っている近くに植栽をすると、木の根が管に入り込み、詰まる原因となります。

排水管が詰まらないようにするために

1　定期的に汚水桝(ます)の点検や清掃をしてください。

汚水桝とは、宅地内から排出された汚水を公共下水道へ取り込むための設備のことです。
汚水桝にゴミが溜っていると排水管の流れが悪くなります。
ゴミが溜まっている場合は、清掃をして排水管の流れを良くしてください。

2　排水管に詰まるものは流さず適切に処理しましょう

(1) 油類 → 食用油は凝固剤で固めるか、新聞紙・古布などに染み込ませて<u>もやせるごみ</u>へ捨ててください。

(2) 紙類 → リサイクルできる雑紙などは<u>資源物</u>へ出してください。
リサイクルできない紙（汚れた紙など）などは<u>もやせるごみ</u>へ捨ててください。

(3) 髪の毛 → 目皿（排水口のふた）にたまった髪の毛などはブラシで取り除き<u>もやせるごみ</u>へ捨ててください。

多賀城市排水設備等指定工事店一覧表

排水設備は、衛生上重要な設備であるため、法律などで基準が定められています。排水設備工事を行う場合は、多賀城市上下水道部が指定した排水設備等指定工事店へご依頼ください。

工事等を依頼する際の注意事項

排水設備工事の契約は、排水設備等指定工事店とお客様自身との間で行っていただくものです。
工事後のトラブルなどを避けるため、次の事項に十分ご留意下さい。

- 希望する内容の工事等を行うことができるか確認し、なるべく複数社から見積書をとり、内容を検討してください(見積もり有料となる場合もありますので、事前にご確認ください。)。
- 工事が始まる前に「工事の内容・費用・アフターサービス」などについて、十分な説明を受けてください。
- 台所やお風呂の排水設備とトイレの水洗化工事は、市が指定している排水設備指定工事店が行うことになっています。
  もし、指定工事店以外で施工した場合は、無届工事になりますのでご注意ください。

〇多賀城市内の多賀城市排水設備等指定工事店(令和５年４月１日現在)

事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
髙橋工業株式会社	多賀城市桜木２丁目２－１０	022-365-6171
有限会社加藤鉄工所	多賀城市町前２丁目４－２５	022-364-4551
有限会社前畑工業	多賀城市新田字中９４番地の３	090-7560-8805
株式会社ウォータープランニング	多賀城市下馬２丁目１－１５	022-363-8747
吉野ウォータージョブ	多賀城市桜木３丁目７－６０　丸要桜木ＡＰ１０２号	022-365-6444
有限会社川前工業所	多賀城市高橋４丁目２１－１	022-309-9630
株式会社笹原工業	多賀城市大代１丁目９－１８	022-366-8502
発向興業株式会社	多賀城市新田字中２２５番地の１	022-368-0531
株式会社ケーズテクノ	多賀城市伝上山３丁目６－１　ドミドールコーポＡ　２Ｆ	022-357-0625
株式会社住器サービス佐藤　東北支店	多賀城市大代5丁目10－34	022-781-7347
多賀城市管工事業協同組合	多賀城市鶴ケ谷1丁目10番6号	022-349-8081
株式会社MINAMI	多賀城市山王字山王二区54番地の3	022-368-8881
安倍重機有限会社	多賀城市栄二丁目6番68号	022-365-2267

〇多賀城市外の多賀城市排水設備指定工事店(令和５年４月１日現在)

多賀城市外の多賀城市排水設備指定工事店は、下記ＱＲコードから御確認ください。

【リンク先（市ホームページ【排水設備指定工事店】）】
https://www.city.tagajo.miyagi.jp/kyuhaisui/kurashi/suido/gesuido/haisui.html

お問い合わせ

○多賀城市水道お客さまセンター

電話　０２２－３６８－３１１１（直通）

〒985-0873

多賀城市中央２丁目２５番７号

電話　０２２－３６８－１１４１（代表）

【リンク先：市ホームページ】

https://www.city.tagajo.miyagi.jp

【多賀城市上下水道部公式ＳＮＳ】水道・下水道に関する、様々なお役立ち情報を発信！

Twitter

多賀城市上下水道部

@tagajozyougesui

facebook

多賀城市上下水道部

@tagajozyougesuidou

令和５年４月１０日発行